

東アジア共同体構想における農業・環境問題と産業内貿易の意義

加賀爪 優

Masaru KAGATSUME: Agricultural Environmental Issues and Intra-industry Trade in the East Asia Community Concept

Recently a number of FTAs have been formed all over the world while global trade negotiation through WTO has been stagnated. Under these situations, several types of regional trade agreements have been argued in the Asia Pacific region, such as East Asia Community Concept. The proposal of this kind of regional integration in this area was not the first time. In 1980s, the Pacific Rim Cooperation Concept was proposed by the Ohira administration. But in that case, it was not accepted by the surrounding countries such as China, ASEAN and even the Pacific island countries. After these arguments, APEC was formed by the proposal by Australian Prime Minister Hokes in 1989.

The purpose of this paper is to investigate the effects of regional trade agreements on the economic performance and environments in these areas and the possibility of East Asia community concept. For this purposes, the several analysis of global trade model are reviewed and discussed about the impacts on economic and environmental indicators such as nitrogen accumulation and agrochemical inputs. Also, by using the regional revealed comparative advantage index and the inter industry trade index for China, Korea and Japan, the substitutable and complementary relation among the three countries are studied.

From these studies, the followings are pointed out. Through the regional trade liberalization, the economic and environmental effects are positive as a whole regions although some countries suffer from negative effects. In addition, FTA between China and Japan is most difficult but FTA between Korea and Japan is easiest in comparison with FTA between China and Korea.

Finally, it is suggested that for promoting the regional integration, the fragmentation process such as “inter production stage trade” will be more important, based on vertical rather than horizontal inter industry trade.

1. はじめに——東アジア共同体構想の経緯——

昨今、しばしば東アジア共同体構想の議論が喧伝されるようになった。WTOのグローバルな自由化が足踏み状態となり、代わって重層的に累増してきたFTAの流れの中で、北米自由貿易協定（NAFTA）やEUなどの地域経済統合の時流に乗り遅れ取り残されるのを危惧しての結果である。

近年の国際貿易交渉は、WTOの停滞が続く中で、FTAが錯綜するという状況を呈しており、この二つの間の整合性が問題にされている。本来、無差別性と最恵国待遇を原則とするWTOの精神と、協定国と非協定国の間で差別するFTAとは、そもそも矛盾するわけである。しかし、WTOは、その第24条の例外規定において、一定の条件のもとで、FTAを容認している。この条件とは

- ①実質的に全ての貿易を対象とすること
- ② FTA の締結によって非協定国に対する貿易制限を高めないこと
- ③ 妥当な期間内に完了させること。

の3点である。このどれをとってもその規定は明確ではなく、その解釈を巡って多々議論されてきた。最初の例外条件（1）に関しては、大方の合意として、90%以上の財を含めればよいと解釈されており、また、3番目の条件に関しては、大体10年を目処に自由化を完了させることが望ましいと解釈されている。しかし、実際に締結されている約200組以上のFTAの多くはこの条件を満たしていないのが現実である。最近では、この状況は特にアジア太平洋地域において活発になりつつある。

しかし、アジア太平洋地域に関する共同体構想は、何も今に始まったことではない。1979年に当時の大平首相が「環太平洋連帯構想」を打ち出したのは、高度経済成長を終えその歪みが国内的に顕在化してきた時点で、当時のECに対抗しうる共通市場を太平洋圏に作るものであった。元来、大平首相の提案は、「政治・軍事の分野ではなく、文化・経済面での協力を中心に緩やかな開かれた連帯」を意図していたが、この構想は、日本が中国やASEANよりも先にオーストラリアに働きかけて出発したことから、順調には進展しなかった。中国、ASEAN諸国から思わぬ反発を食らったのである。いわゆる大東亜共栄圏の復活であるという反発、さらにポリネシア、ミクロネシア、メラネシアなどの太平洋島嶼国からは「環太平洋連帯構想」という名称そのものが「中央太平洋地域」の島嶼国を無視するものだという反発などである。現に外務省はこうした状況を察知してその英語名をPacific Basin Cooperation Conceptとしていたが、欧米ではPacific Rim Cooperation Conceptとして呼ばれるようになったのである。こうした紆余曲折の後に、この構想の下で、1980年9月にオーストラリアのキャンベラにおいて、11カ国（日本・米国・カナダ・豪州・ニュージーランド・韓国・ASEAN5カ国（当時））と太平洋島嶼諸国の代表による「環太平洋共同体セミナー」が非政府組織として開催され、今後の太平洋協力の進め方が話し合われ、これが太平洋経済協力会議（PECC）の前身となったのである¹⁾。

日本の提案した構想が各国の非難を浴びたのとは裏腹に、オーストラリアの提案はすんなりと受け入れられた。1989年に、オーストラリアのホーク首相の提案によりスタートした政府ベースでの太平洋協力であるAPEC（アジア太平洋経済協力会議）は政府間の経済協力を話し合う場であるのに対し、非政府組織のPECCは、その特徴を活かしながら、APECと積極的に協力し活動成果の提言を行なっている。その主な活動は、地域の経済構造変動の分析・予測である太平洋経済展望（Pacific Economic Outlook: PEO）の発行と活動発信レポート（State of the Region: SOTR）の発刊を通じて、APECに積極的に協力しその活性化に貢献することである。

こうした状況に加えて、屋上屋を重ねるかのように、昨今、東アジア共同体構想が俄に議論されるようになったが、この構想の統合地域の範囲に関して、①日中韓、②これに ASEAN を加えた「ASEAN + 3」、③さらにこれに、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた「ASEAN + 6」の3つの案が検討されている。この構想が①案から③案へと拡大した背景には、日本、韓国やオーストラリアにおいて中国の独走に対する警戒感があったという見方もあるが、それ以上に、この地域におけるアメリカとオーストラリアの駆け引きが根強く存在していることも事実である。もともと、東アジアの有望な巨大市場から閉め出されることを極度に嫌ってこの構想に強く反対するアメリカは自らがメンバーである APEC をベースにした FTA を提案している。それに加えて、さらに、韓国との米韓 FTA を個別に締結し、これらの構想に水を差した格好になっている。他方、APEC の提唱者でもありそこでの主導権を維持しようとするオーストラリアは、このアメリカの APEC 案よりもどちらかといえば上記の③案に関心を示しているが、これは、この地域における中国の台頭に対しての警戒感とそこにおけるアメリカの進出に対する警戒感との間で揺れているからである²⁾。

2. 地域貿易協定の類型と東アジア共同体構想

1) 地域統合の諸類型

さて、地域貿易協定には、地域統合の程度に応じて幾つかの形態がある。「自由貿易協定」は、締結国間で関税・数量規制を撤廃するが、非協定国に対して共通関税を課さない。他方、「関税同盟」は自由貿易協定の内容に加えて非協定国に対して共通関税を課す協定である。さらに、貿易自由化だけでなく、投資の自由化や様々な地域間協定を含むより広い協定が「経済連携協定」であり、また、労働・資本などの生産要素の自由な移動も認める「共同市場」や、さらに経済政策や制度をも共通にする「経済同盟」がある。

東アジア共同体の可能性を模索する場合にも、その地域統合をどの形態にするのが望ましいか、また WTO とどう整合させるかという点が重要な論点となる。

現在、中国が北朝鮮を迂回させることにより高関税を逃れて韓国にキムチや餃子を始めとする食料農産物を輸出するという形で南北朝鮮の地域貿易協定の成果を横取りする事態が生じている。これは、この協定が、関税同盟ではなく、域外共通関税を課さない FTA だからである。これを阻止するには原産地規則を厳しく設定する必要がある、その方策としては、タリフジャンプ（関税分類変更）規定やローカル・コンテンツ（現地調達比率）規定がある。しかし、クルグマンは、現実には、こうした原産地規則を厳密に適用しようとする、膨大な書類上の事務手続きを要し、そのトランザクション・コストが却って貿易の自由化を阻害することになる点を指摘している。こうした事情は東アジア共同体構想においては特に大きな議題と

なる。

2) 先行する地域経済統合と東アジア共同体構想

現在、200余りの FTA が錯綜しているが、この中で、国際的に重大な影響を持つのは EU と NAFTA である。この二つの地域協定は次の点で大きく異なっている。

第1に、EU は締結の早い時期から共通農業政策を重視し導入しているのに対して、NAFTA はそれを導入していないし、する意図も有していない。

第2に、EU は労働を初めとする生産要素の自由な域内移動を認めるのに対して、NAFTA は財、サービス、資本の域内移動は認めるものの、労働の域内移動は認めていない。

第3に、EU は、最終的には通貨統合を達成したが、NAFTA は、通貨統合までは目指していない。

他方、この2つの先行する地域経済統合に共通しているのは、共に締結当初は比較的類似する先進国同士から出発し、その後、徐々に異質なメンバーをも包含する方向に拡大してきたことである。

これに対して、東アジア共同体の場合、日韓の組合せを別にすると、当初から、産業構造、経済発展段階など多くの面で大きく異なるメンバー国からなる統合を目指すことになる。この点は2つの先行事例とは異なり、それなりの困難が予想される。

もう一つの視点は、想定される構成国間の格差、異質性が大きく、その間の経済連携が容易でないのであれば、まずは、地域内での貿易市場安定化に焦点をあてた国際商品協定や国際食糧備蓄の構想も一つの選択肢としてありうるという点である。この点に関して、農水省は、アジア地域における穀物の国際備蓄構想を提案した経緯がある。また、EU もロメ協定締結に関連して1975年から2000年までスタベックスという形の安定化協定を ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国に対して補完的に実施している。これは農産物輸出収入の不安定性から生じる不利益を軽減するために採用された一種の補填融資協定である。東アジア共同体構想を考える場合、さし当たっては、このような緩い連携から交渉を始めるのも一つのオプションになりうる。

さらに、この地域に共通農業政策を導入し、政策的支持価格等を設定する場合、現状の如く為替変動が激しい状況では、かつて EU が経験したように、域内の通貨統合の必要性が生じることもありうる。これはまた、最適通貨圏という概念とも関係する。最適通貨圏の概念は、通貨統合することが便益をもたらしうる統合地域の範囲とその規定要因を論じる理論であり、東アジア地域がこの概念の要件を満たせるのかどうかも議論の余地がある。

また、EU の形成は、2度の大戦を戦ったドイツとフランスが歴史的対立を乗り越えて、経

済統合に向けて強力なリーダーシップを発揮してきた。その下で、締結の初期から共通農業政策を重視してきた。さらに、その過程で通貨統合という金融面の統合まで行く必然に迫られた。東アジア共同体構想の議論においても、果たして、独仏と同様な戦争の歴史的対立関係にあった日中韓のどの組合せがそのリーダーシップを発揮できるのかが重大関心事となる。

3. アジア太平洋地域における地域貿易協定の経済効果

1) 地域貿易協定の動向

ここでは、アジア太平洋地域における地域貿易協定の経済効果に関して、世界貿易モデルによる最近のシミュレーション分析を検討しておこう。

地域貿易協定（RTA）の交渉と締結は、近年、特にその機運を高めてきた。なかでも、オーストラリアとニュージーランドを含むアジア太平洋地域で特に活発になっている。同時に交渉中あるいは既に実施されつつある協定の範囲を所与とし、またこの地域で急速に変化する経済を与件とすると、恐らく予期されざる重要な影響を生じるであろう。この地域で錯綜する地域貿易協定の影響を示す前に、特にアジア太平洋地域に焦点を当てて、乱立する地域貿易協定の現状を紹介することから始める。

1980年代以来の二国間、地域間の経済連携協定或いは自由貿易協定の普及は新地域主義として注目されつつある。2008年9月15日現在で、222組の地域貿易協定がWTOに通知され、発効している。さらに、2010年までに400組近くが実施されることになっている。WTOへの加盟を果たした中国は、地域協定を通じて更なる利益を追求しようとしており、多くの環太平洋諸国は、積極的に多国間レベルでの新地域主義に向かっている（Lloyd）。多国間レベルでの交渉が困難な状況にある中で、アジア太平洋地域での二国間および地域的統合がこの地域での貿易交渉を継続するための重要なステップとなることは今や明白である。Menon（2006）によると、アジア太平洋地域における二国間および地域間協定（アジア太平洋地域の少なくとも一つの国を含むもの）の数は2002年の57組から2006年10月の176組まで増加した。

新しい地域主義の高まりに関して、Sagar（1997）は、地域貿易協定を締結する理由として、(a) メンバー国の政治的必要性の認識、(b) 相手国の地理的近接性、(c) 貿易自由化に対するGATT/WTO過程への不満、(d) WTOにより扱われない、或いは効率的には扱われない問題、例えばサービス貿易、外国投資の流れ、種々の非関税障壁および労働条件や環境基準のような問題を扱う機会、(e) 主要な市場から排除されることへの恐れの反映など、形

成されつつある地域貿易協定への追従的反応、等のリストを挙げている。ASEAN、日本、韓国、シンガポール、チリおよびニュージーランドは1990年代の早い時期に地域貿易協定に強い関心を示しており、アジア太平洋地域では明らかにこの「ドミノ」効果を歴史的に経験してきた。その後、2000年までに、アメリカ、オーストラリア、タイなどのASEANの個々のメンバー国、および中国もこのトレンドに加わった。それ以来、この気運はずっと続いている。

地域貿易協定に関しては、新しい貿易の創出よりもむしろ貿易転換の可能性があることなど、色々な懸念が言及されている。その懸念とは、地域的取決めに労力を集中することが維持多国間交渉から稀少な交渉資源を逸らすこと、そして、過剰な重層的貿易協定から生じうる管理費用と混乱などである。地域貿易協定は自由化の困難な部門を交渉から除外する傾向が高いことや協定が一方的性格になる可能性があることもこれらの懸念事項の一つである。

アジア太平洋地域における地域貿易協定に関する潜在的な貿易創出効果と貿易転換効果の包括的な分析として Gilbert 等（2001）の研究がある。この研究の中で彼らは両者の存在を確認した。しかし、重要なことは、より大きな地域貿易統合が小さな協定の重層的な乱立状況に対して経済的に有利であることを例証していることである。地域貿易協定を検討し交渉を企てる際に、中国、アメリカ、日本およびインドを含めて、この地域における主要な経済国の現在の活動を所与とすると、これらの指導的な国をハブとして、明白に「ハブとスポークの関係」が支配するというリスクがある。Zhai（2006）は中国または日本が地域のハブとなる可能性を示唆している。ASEANもハブとしての競争者であるかも知れないが、個々のASEANメンバー国が特にアメリカや日本との地域貿易協定を追求しつつあり、その意味ではASEANがハブとして機能することは単純ではない。ある輸出国は、多国間協定が存在する状況下でこれとは異なる地域貿易協定の優遇条件の下で追加的な市場に参入できるけれども、情報およびその他の費用のために実現される優遇条件が相殺されるかも知れないし、その場合、グローバルな協定（WTOなど）の最恵国待遇への参入の方が最も費用の少ない選択肢になるかも知れない。

二国間協定の交渉は多国間および地域的な交渉よりも政治的に容易であるが、そのような協定が結果的により広い地域統合へと展開されることが重要である。（交渉資源の浪費とは別に）非協定国に課される貿易転換費用が、原動力として作用するよりもむしろ、より広い地域統合を阻害する政治的摩擦に通じることもある。地域主義は「ハブとスポーク関係」の制度に代って、本質的にはスポーク諸国に地域貿易協定の下で結び付けられることを誘発する形で展開している。それ故、貿易創出効果の生じる確率は高められ、貿易転換効果のそれは減じられる。この展開の更に進んだ形態は、例えば1994年のボゴール宣言において

APEC（アジア太平洋経済協力）により採用された「開放された地域主義」である。ここでは、地域貿易協定の優遇条件が非メンバー国にも拡張されている。この場合には、維持管理手続きを単純化するという有利さ（例えば原産地証明を要しない）があり、貿易転換費用が存在しないのである。

アジア太平洋地域の経験に関して、Levy（2006）は、少数の二国間または地域的協定から初めて、徐々に新しい加盟国が追加されるという楽観的な展望を示している。少数国の段階では政治的側面は比較的容易であり、地域的統合への気運が高まっている時には調整費用は余り問題にならない。同時に累進的に拡大する過程では地域的自由化のメリットに対する国内の疑念が緩和され、また、国際競争から保護されている間に、国内企業が地域的に貿易することで、新しい競争圧力に適応する能力を身に付けることになる。

現在進行中の交渉のみならず既に締結された多くの協定においても、農業は、言うまでもなく、自由化にとって問題の多い困難な部門であった。アジア太平洋地域の地域貿易協定は、農業の優遇条件を取り込むために種々の接近を試みてきており、その協定は非常に包括的な対象範囲から非常に制限的な対象範囲のものまで広範囲にわたっている。例えば、ASEAN自由貿易協定においては、一時的自由化免除品目、自由化が困難な商品、自由化が非常に困難な商品のリストを用意して、農業を段階的に取り込んでいる。これらの農産物は、同意されたタイムテーブルと最終年での関税に従って自由化されることになっており、その結果として、ごく僅かの農産物だけが共通の関税削減計画から免除されることになっている（ESCAP2007）。もう一つの例は、実質的に全ての農業が取り込まれている中国-ASEAN協定のアーリーハーヴェスト計画である。タイなどの幾つかのASEAN諸国はいかなる農産物をも排除しておらず、中国は、完全にこれらの譲歩条件を遵守することになる。韓国-中国FTAも、輸入を制限する関税割当と自由化免除リストを設定しているが、韓国の農民からの反対にも拘わらず広範囲の農産物を自由化しつつある。このように、たとえ長い移行期間を要しても、地域的協定において自由化が困難な部門をも部分的に取り込んだ上で、前向きに交渉が進んでいる。

2). 地域貿易協定のシナリオ

アジア太平洋地域において、多くの地域貿易協定が同時に交渉されつつあり、予期されなかった相互作用や変化が生じつつある。例えば、中国は複数の貿易協定に関与しており、その幾つかの交渉は、ASEAN、香港、マカオ、パキスタン、チリおよびニュージーランド（2008年10月1日発効）との協定の場合のように、既に発効している。また、中国との交渉が交渉中あるいは批准段階にあるのは、オーストラリアと韓国である。ASEANはオーストラリア・ニュージーランド両国、日本、韓国およびEUと協定の締結もしくはその交渉段階にあ

る。個々の ASEAN メンバー国との貿易交渉をも考慮するとアジア太平洋地域における地域貿易協定の組合せはさらに一層交錯したものとなっている。

アジア太平洋地域における2国間および地域間貿易協定の影響を検討するために世界貿易モデルを用いた研究からの結果を検討しておこう。ここでは、先ず、中国をハブとする多数の「ハブ・スポーク」関係の二国間協定を考慮し、次に、より広い APEC 全域の自由化の結果と対照させて検討することにする。

先ず第一に、各地域の GDP の成長、人口、熟練および未熟練労働の賦存量の将来見通しを用いて、2020年までの「通常の経済」をベースライン・シナリオとして設定する。ベースライン・シナリオは、このベースラインと比較することにより、種々の地域協定を想定するシミュレーションの下で、当事国の自由化する時点での経済構造を把握することを可能にする。各国は、自由化の進展と共に産出構成が実質的に変化する。特に、農業部門は実質的に減少する傾向が見られる。例えば、ベトナムと中国では、農業の相対的な貢献は最近10年間で劇的に下落してきた。しかし、オーストラリア、ニュージーランドや日本のような先進国では全経済に対する農業部門の貢献は当初から相対的に低く安定的である（但し、ニュージーランド経済ではまだ依然として農業部門のシェアは相対的に高い）。このようにベースライン・シナリオは、2020年までに予想される世界の経済構造における重要な比較基準となる趨勢的動きを反映している。

先進国と途上国の成長率の格差を所与として、主に途上国地域は世界の GDP のシェアを最も急速に増加させる傾向にあり、途上国経済における産出物の構成も相対的に大きな変化を伴う（Anderson, Hoekman and Strutt, 2001）。ここで、2020年までのベースライン・シナリオにおける世界の GDP、輸出および輸入への貢献の変化を検討しておこう。時間が経つに連れて、途上国が実質的に増大すると見込まれる一方で、高所得地域による世界の GDP のシェアは相対的に低下する傾向にある。ニュージーランドとオーストラリアの経済は、当初の1.3%の貢献から0.1%以下だけ世界の産出量のシェアを増大させることが見込まれ、中国のそれは世界の GDP の3.7%（2001年）から7.4%（2020年）へと大幅に増加し、ASEAN 経済は2%弱（2001年）から2.6%（2020年）へと増加することになる。

上で記述したベースラインに対して、それからの乖離を規定する、3つのシナリオをモデル化している。第一は、中国をハブとして、「ハブとスポーク関係」の協定である。上で注記されたように、中国は多数の異なる貿易相手と2国間交渉および協定に関わっている。ここでは、オーストラリア・ニュージーランド両国、韓国の各々と中国との2国間協定および中国—ASEAN 協定の締結をモデル化している。これらは全て既に締結されたかまたは交渉過程の相対的に進んだ段階にある。2国間協定は2020年までに累進的に実施されるものと想定している。

表1 モデル化されるシナリオの要約

<p>1. 二国間協定（ハブ対スポーク関係） 中国（ハブ）と3つの地域＜2009年に ANZ（オーストラリアとニュージーランド）、2010年に ASEAN 諸国（2015年に新 ASEAN 諸国）^{注3}、2012年に韓国＞との間で各々の二国間の関税が、撤廃される。</p> <p>2. 東アジア地域内自由貿易協定 中国、ASEAN、韓国、ANZ（オーストラリアとニュージーランド）を含む FTA 内部で、全ての関税が撤廃される。自由化のタイミングはシナリオ1に従う。つまり、2013年にスポーク諸国間で貿易が自由化される（2017年に新 ASEAN 諸国による関税が撤廃される）。</p> <p>3. APEC APEC の先進国メンバーが2010年までに、また途上国メンバーが2020年までに、その関税を全面的に撤廃する。</p>
--

注3）ASEAN 内部の関税も同時に除去される。

資料）文献 [1]

ハブたる中国周辺のスポーク諸国が、その地域で中国との関係に加えて、次々と相互に協定を交渉する過程にあるので、地域 FTA を形成する可能性がある。それ故、第二のシナリオは、中国、オーストラリア・ニュージーランド両国、韓国および ASEAN を取り込む地域 FTA にスポーク諸国を加盟させる場合の影響を検討している。考慮される最後のシナリオは APEC メンバー国により課される関税の撤廃という APEC 全域の自由化である。各シナリオの詳細は表1に要約される。

3). 地域貿易協定の潜在的経済効果

ハブとしての中国との二国間協定の影響が注目される。そのスポーク諸国が加盟して、これらの諸国の全てを含む地域 FTA が形成された場合、これらの影響はどう変化するであろうか？ そして最終的にこれらの協定の影響は、より包括的な APEC 全域の自由化とどのように比較されるであろうか？この節では、上で概説したシナリオと仮定を所与として、特にオーストラリアに関する結果に焦点を当てて、この地域に対する幾つかの結果を検討する。

図1～図3は、モデルの各シナリオに対して実質 GDP に及ぼす影響を3つの国・地域について推定したものである。その影響は、中国（図1）およびオーストラリア・ニュージーランド両国（ANZ）（図2）および ASEAN（図3）に対して、ベースラインの実質算出額からの乖離として示される。中国（図1）に対しては、実質産出額が増加することが各シナリオの下で見通される。しかし、一旦、二国間協定のスポーク諸国が2013年に地域協定に

加盟し始めると、実質産出額の年次変化は、二国間協定だけの場合よりも僅かに低くなることが見通される。2020年において、実質産出額の増加は、「ハブとスポークの関係」の協定よりも年間約0.1%だけ低い。しかし、もし地域的 FTA が APEC の全メンバーをカバーするように拡大されるならば、実質 GDP の増大は年間0.55%に上昇することになり、このことは「ハブ・スポーク関係」の協定の場合の見通しに比べて2倍以上である。これらの増大のかなりの比率が2020年（即ち、中国自身も含めて APEC 全域の途上国メンバーが自由化する時）に生じるということは注目に値する。

図2に示されるように二国間協定のシナリオにおいて、当初は、オーストラリア・ニュー

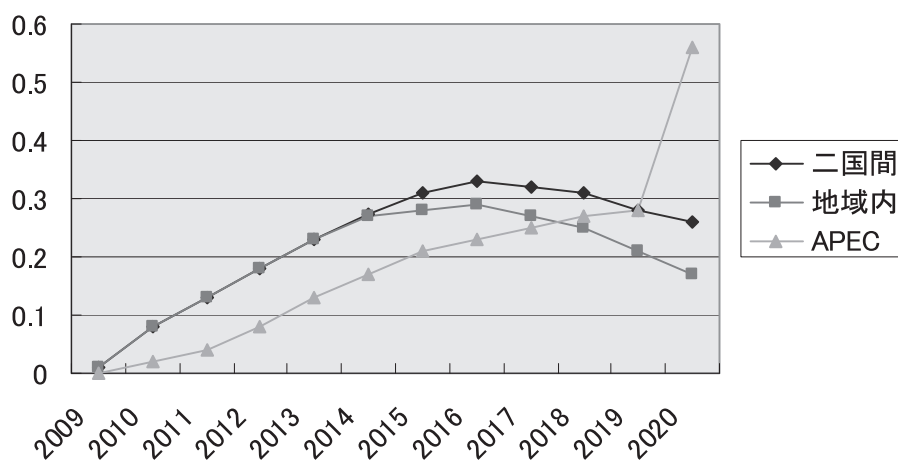


図1 実質 GDP の変化 (%) 中国

資料) 文献 [1]

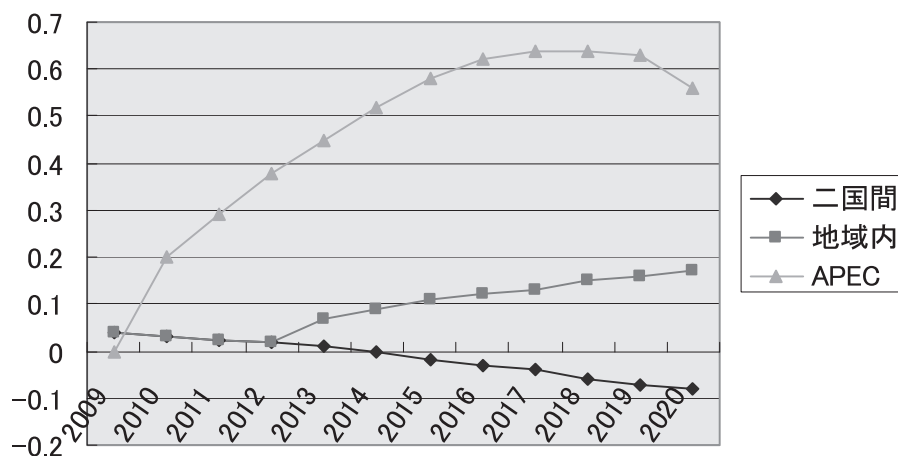


図2 実質 GDP の変化 (%) 豪州・NZ 両国

資料) 文献 [1]

ジーランド両国（ANZ）地域に対して見通される実質産出額の増加は相対的に小さい。しかし、一旦中国が ASEAN および韓国と協定を実施するとこの両国（ANZ 地域）に対する実質産出額の（ベースラインからの）増大幅をさらに削減するようになる。2014年までに、ベースラインの水準以下に実質産出額が下落すると見通され、この下落はその後の年月を通じて続き、2020年までに、実質産出額がベースラインの場合を年間0.08%下回るようになる。しかし、もし、スポーク諸国が地域間 FTA に加盟するならば、この両国（ANZ 地域）は当初の実質産出額の増加を維持、さらに増大させさせることができる。2020年までに、実質産出額は年間0.17%だけベースラインよりも高くなることが見通される。APEC 全域の自由化のシナリオの下ではさらに大きな増大を実現することになり、実質産出額は地域間 FTA シナリオの場合よりも優に3倍以上増大することになる。

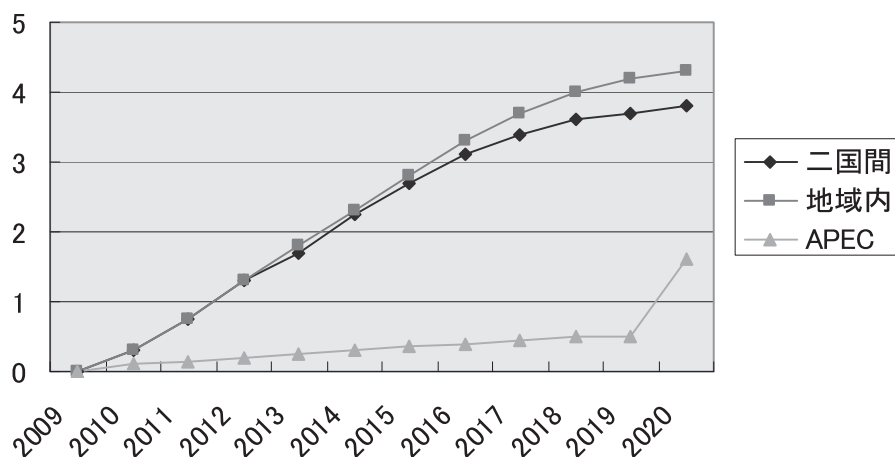


図3 実質 GDP の変化 (%) ASEAN

資料) 文献 [1]

他方、図3はこれらのシナリオの下で、ASEAN 地域における実質 GDP の変化を示している。2国間協定のスポーク諸国が地域 FTA に加盟し地域間で貿易が自由化される2013年以降は、ベースラインの下での実質 GDP からの増大幅が、2国間協定の場合に比べて、拡大し始め2020年時点では約0.5%大きくなる。しかし、APEC 地域全体で貿易が自由化される場合には、実質 GDP の増大幅は、これらのシナリオに比べて遙かに小さい水準で増加し続けることになり、2019年までは0.5%以下に過ぎず、2020年で漸く1.7%の拡大となる。これは、途上国地域として、それまで維持していた貿易シェアが中国や韓国およびオーストラリア・ニュージーランド両国に大きく食われるようになることを反映している。

次に、これらの代替的シナリオによる国民福祉の変化を検討する。図4は、焦点を当てて

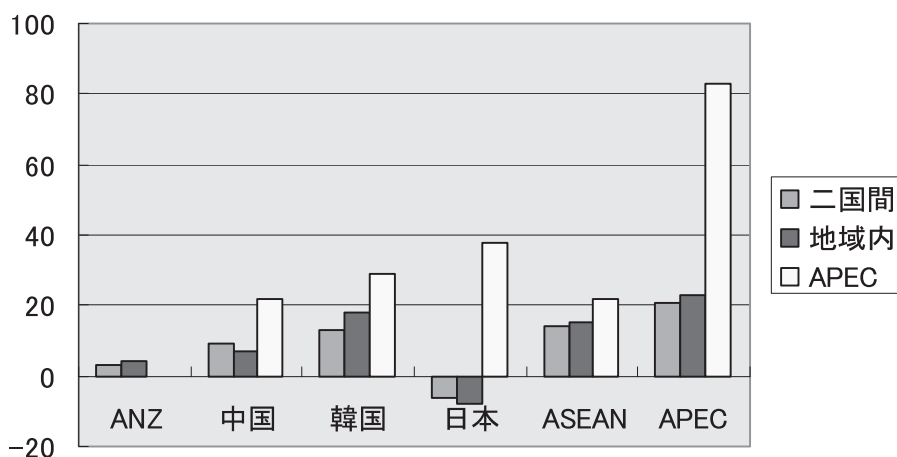


図4 各シナリオの下での国民福祉への影響 2020年（10億 US \$）
資料）文献 [1]

いる各地域に対して、各シナリオの2020年における国民福祉への全般的影響を示している。これらの結果は、一般的に、より多くの地域を含む野心的な自由化ほど自由化地域に対して国民福祉を大きく増大させる傾向にあることを示唆している。特に、オーストラリア・ニュージーランド両国（ANZ）、韓国およびASEANの全てが、地域間 FTA へ加入することで、その二国間協定の場合のスポーク諸国はより大きな利益を得ることになる。

オーストラリア・ニュージーランド両国（ANZ）に対して、地域的 FTA からの利益は二国間協定だけからの利益よりも 65% 高い。韓国に対しては、その増加は 44% であり、ASEAN に対しては 15% の利益である。しかし、中国に対しては、スポーク諸国が地域 FTA に加入するというシナリオの下で、国民福祉は約 30% 減少する。他方、もし自由化が遙かに野心的な APEC 全域の関税撤廃という形で実現されるならば、焦点を当てている多くの地域に対する福祉の増大は遙かに高くなる。もし全地域が自由化すれば APEC 地域全体に対する利益も大幅に増加することになる。各シナリオにおいて APEC 全域に対して見通される全般的な福祉の増大は地域的 FTA のシナリオからの利益よりも 3.5 倍以上大きい。中国に対しては、このモデルの単なる地域的 FTA よりもむしろ APEC 全域の FTA へと移ることから約 250% の利益が生じる。韓国にとっては、60% 以上の改善であり、ASEAN に対しては 30% 以上の改善となる。オーストラリア・ニュージーランド両国（ANZ）に対しては、それ以前のシナリオと比較して、国民福祉の利益はこの APEC 自由化シナリオの場合における交易条件の悪化により不利な方向に影響される。しかし、前項で、オーストラリアとニュージーランド両国（ANZ 地域）に対しては GDP が大幅に増加するという効果を示している。また同時にこのモデルでは把握されてないが生産性へのプラスの効果も生じることになる。

比較のために、図4に日本に対する結果も含めている。この図に示されるように、日本が自由化しない場合（このモデルの初めの2つのシナリオ）、国民福祉の損失を経験することが見通される。また、ここには示していないが日本に対する GDP の結果もこのパターンに従う。これは、地域貿易協定から排除された国に対して典型的な結果であり、既述したドミノ効果を引き起こす重要な潜在的要因である。しかし、日本を含むより広い APEC 全域の自由化においては、日本に対しても国民福祉は大きく増加することになる。

既に検討した経済的影響に加えて、地域貿易協定は、自然環境への影響を含めて、同時に多くの他の影響をも有している。地域貿易協定から生じる環境的影響は一方ではマイナス面も指摘されるが、幾つかのタイプの貿易自由化の下では、ある環境指標が潜在的に改善されることもあり、曖昧である。しかし、例えば、貿易自由化に反応して農業生産が増加するニュージーランドの場合のように、地域貿易協定から生じる環境的側面への負荷が増加することもある（Rae and Strutt 2007）。農産物は特に高関税が課される傾向にあるが、地域貿易協定による保護の削減は農産物に比較優位を持つ国に対して生産を増加させる傾向にある。ニュージーランドの場合においては、酪農業が拡大する傾向にあり、恐らく環境面に悪影響を伴うことになる。例えば、世界的には地球温暖化ガスの14%が農業から生じているが、ニュージーランドの場合にはこの国の放出量の殆ど半分が農業部門により放出されている。それ故、被害を抑制するために適当な政策を講じない場合には、放出量が増大することになる。しかしこの種の環境面への影響に対する理解は、現在では限られており、これらの関係をよりよく理解するためにはさらに多くの研究作業が必要とされる状況にある。

アジア・太平洋地域において様々な異なる協定を選択することが如何なる相互作用を生じるかについて論じてきた。二国間自由貿易協定よりも地域的自由貿易協定を形成することから大きな全般的利益が生じ、また、生産物と国の範囲が拡大するほど全般的な利益は増加する傾向にあることを示した。しかし、個々の国においては、その成果は若干異なっており、幾つかの国に対しては利害が相半ばするものとなっている。このことは各国が現在交渉中の協定の意義だけで判断すべきでないことを示唆している。つまり、自国と現在の交渉相手国が各々第三者と実施する他の協定により、現行の当該協定から期待される結果が大きく変わりうるということである。しかし、注目すべきことは、自由化協定に取り組みない地域は、取り残されることからの危険に直面し、しばしばマイナスの影響を受けるということである。本論での結果は、第一次試論に過ぎず、特に、自然環境への影響をも含めて、この地域における地域貿易協定の広範な影響については更なる研究が必要である。

4) 地域貿易協定の農業・環境面への影響

次にアジア太平洋地域における農業貿易自由化の環境面への影響についての研究例（文献

[8]) を検討しておこう。この場合のシナリオは WTO のドーハ開発ラウンドにおいて香港閣僚委員会で提案された関税削減案に準じて設定されている (表2)。以下の分析では、シナリオ1の場合について検討している。環境指標として、自由化に伴う窒素バランスへの影響 (表3) と農薬・購入飼料の投入集約度への影響 (表4および表5) を取り上げている。

窒素バランスへの貿易自由化の影響に関しては、韓国だけで土壤中への窒素の過剰蓄積が生じるが、日本では改善されることになり、特にオーストラリアとニュージーランドでの窒素バランスの改善が著しいことが示される。これを項目別に見ると、韓国では施肥量の減少に伴い土壤中への窒素投入は減少するが、農作物等の収穫に伴う土壌からの窒素吸収 (過剰蓄積の改善) が自由化に伴う農業部門の縮小により小さくなることや家畜糞尿から土壌中への窒素投入が増加しこれらが前者の窒素削減効果を上回る結果として、全体としては窒素が過剰に蓄積することになる。他方、日本の場合には、同様に農作物の収穫に伴う土壌からの窒素吸収は自由化による農業部門の縮小により減少するが、家畜糞尿や施肥量の減少に伴う窒素成分の土壌中への蓄積が大幅に減少する結果、全体としては土壌中への窒素蓄積は減少

表2 貿易自由化のシナリオ

項 目	シナリオ1	シナリオ2
関税変更		
先進地域		
関税幅		
0-25%	-20%	-65%
25-50%	-30%	-75%
50-75%	-35%	-85%
75% 以上	-42%	-90%
途上地域		
関税幅		
0-35%	-15%	-25%
35-70%	-20%	-30%
70-100%	-25%	-35%
100% 以上	-30%	-40%
輸出補助金支出変更		
先進地域	-100%	-100%
後進地域	-	-

資料) 文献 [8]

表3 窒素収支の変化 (千トン)

	作物収穫	飼料・牧草	総窒素吸収	家畜糞尿	肥 料	その他窒素投入	総窒素投入	窒素収支
オーストラリア	21	164.9	185.9	76.6	23	-5.3	94.3	-91.5
ニュージーランド	0.1	-1.2	-1.1	-14.4	9	-17.9	-23.3	-22.2
日 本	-17.1	-10.7	-27.8	-24	-20.3	0.5	-43.8	-16
韓 国	-5.9	0.4	-5.5	10	-13.4	-0.1	-3.5	1.9

資料) 文献 [8]

表4 農地面積当たり農薬および購入飼料の投入変化 (%)

	コメ	小麦	粗粒穀物	砂糖	その他作物	牛乳	牛・羊
オーストラリア	2.5	0.4	1.6	0.7	0.2	4.3	2.4
ニュージーランド	-	1.7	2	-	1.3	12.1	2.5
日本	-2.3	-4.2	-2.4	-2.3	-2	-5.6	-6.6
韓国	-2.1	-1.5	-2.8	-1.9	-2.1	-2.8	-2

資料) 文献 [8]

表5 農地および農薬・購入飼料の投入変化

	小麦		粗粒穀物		その他穀物		牛乳		牛及び羊	
	農薬増加	農薬減少	農薬増加	農薬減少	農薬増加	農薬減少	飼料増加	飼料減少	飼料増加	飼料減少
土地投入増加	韓国		豪州 ニュージーランド			日本	豪州 ニュージーランド 韓国	日本	豪州 韓国	
土地投入減少	ニュージーランド	豪州 日本		日本 韓国		ニュージーランド 韓国				ニュージーランド 日本

資料) 文献 [8]

することになる。オーストラリアの場合には逆に輸出増加による農業部門の拡大から農作物の収穫に伴う土壌からの窒素吸収が大きく増加し、家畜糞尿や施肥に伴う窒素蓄積を上回って、全体としては土壌中への窒素の蓄積は減少する。またニュージーランドでは、家畜糞尿やその他の窒素投入が大幅に減少して施肥量の増加による窒素蓄積効果を相殺し全体としては土壌中への窒素蓄積は減少することになる。このように、貿易自由化に伴う環境面への波及効果に関して土地資源への負荷という尺度で検討した場合、アジア太平洋地域においては、韓国以外では土壌中への窒素過剰蓄積という問題は自由化により改善されることになる。

他方、農地面積あたりの農薬および購入飼料の投入集約度への自由化の影響に関しては、日本や韓国では殆どの農業部門において、輸入自由化により農業生産が縮小するため農薬や購入飼料の耕地面積当たり投入が節約され環境負荷が改善されるが、オーストラリアとニュージーランドでは、逆に殆どの農業部門で自由化による生産拡大に伴い農薬や購入飼料の投入が増加するため環境負荷が高まることになる。しかし、高所得で人口密度が高く集約的農業を営む日本や韓国での環境負荷の軽減による改善効果は、新大陸で人口密度が低く粗放的農業を営むオーストラリアやニュージーランドでの負荷増加による劣化効果を遙かに凌駕するため、地球環境にとってのネットの効果はプラスであると論じている。つまりこの意味においては、貿易自由化を推進することは地球環境を改善することになるというシミュレーションの結果を示している。

4. 垂直分業から水平分業へ、更に、フラグメンテーション（工程間分業）へ

1) 貿易利益の形態変化

リカードの比較生産費説やヘクシャー・オリーンの資源賦存説で説明される貿易利益は、本来は、産業構造が対照的で補完的な国の間で成立するものである。そのため、産業構造の似通った国同士の間では成功しないことになる。現に歴史的にもそうした例がある。余り知られていないが、NAFTA という名前の協定は現在の北米自由貿易協定以前にもあった。それは、1966年に締結された New Zealand-Australia Free Trade Agreement である。両国の産業構造は余りにも類似していた為、結局は失敗に終わった。最終的に両国の間で自由貿易協定が成功したのは、1983年に締結された経済関係緊密化協定 CER である。

では、以前に失敗した両国間の自由貿易協定が二度目には成功した理由はどこにあったのか。これは次のように説明できる。最初の協定である旧 NAFTA が締結された1960年代の国際情勢下では、貿易利益はいわゆる産業間貿易（或いは垂直分業）から追求されていた。しかし、二度目の自由貿易協定である CER 協定が締結された1980年代には、貿易利益はむしろ産業内貿易（或いは水平分業）から追求される状況に変化していた。

近年、国際市場の変動に伸縮的に対応するために、各国ともあらゆる産業部門をある程度維持した上で、各々の産業部門内で比較的有利な分野に生産の重点をシフトさせて輸出し、そうでない分野を輸入に頼るといふ、いわゆる産業内貿易の時代に移行している。こうした状況下では、産業構造の似通った国の間でも、貿易利益は発生する訳である。

韓国と日本は産業構造の似通った工業国同士で、東アジア共同体構想においても、この2国間における産業内貿易の可能性が重要になると思われる。例えば、日本は、青果物の改良種子を韓国に輸出しており、同時に、韓国は、この輸入種子を栽培して生産された青果物を日本に輸出しているが、これは農業部門での両国における水平分業の例である。また、この関係は、最近では、韓国と中国との間での農業内貿易として拡大しつつある。

2) 日本・中国・韓国・の農産物貿易に関する競合性と補完性

李明権ほか [6] は日中韓3国における農産物貿易に関して、地域間 RCA 顕示比較優位指数と産業内貿易指数を用いて、この地域における農産物貿易の競合性と補完性について検討している。その結果によると、中国・日本間ではコメなど十数品目に関して補完関係がある。この両国に輸出競合関係はないが、果実類で輸入競合関係が見られる。中国・韓国間では小麦など十品目に関して補完関係にあり、粟とイチゴで輸出競合関係にあるが輸入競合関係はない。日本・韓国間では唐辛子など6品目に関して補完関係にあり、リンゴ、桃で輸出競合関係にある。また、穀物と野菜に関しては輸入競合関係にあることが指摘されている(表6および表7)。

表6 中国・日本・韓国の農産物10品目類のRRCA計測結果（2002-2004年の平均）

分類	中国・日本		中国・韓国		日本・韓国	
	輸出RRCA	輸入RRCA	輸出RRCA	輸入RRCA	輸出RRCA	輸入RRCA
肉類	2.21	0.86	0.01	0.91	0.35	1.34
魚介類	1.66	0.16	0.22	1.72	1.15	1.21
野菜、果実	2.15	0.03	0.01	2.33	0.55	0.48
穀物、加工穀物	2.39	0.02	0.01	0.61	0.01	3.14
コーヒー、茶、香辛料	2.28	0.06	0.04	2.31	0.21	0.49
加工食品類	1.93	0.11	0.13	2.29	0.77	0.42
その他の動植物生産品	2.18	0.05	0.16	1.95	0.17	1.05
動植物性油脂原料	1.06	0.61	1.08	0.64	0.76	2.15
その他の動物性原料	2.23	0.11	0.04	2.27	0.24	0.45
その他の植物性原料	1.82	0.11	0.12	1.99	1.00	0.88

資料) 文献 [6]

表7 中国・日本・韓国の主要農産物の競合・補完関係

関係	中国・日本	中国・韓国	日本・韓国
補完関係	米、高粱、蕎麦、生姜、玉葱、大蒜、豌豆、人参、胡瓜、苜、栗、鶏肉、林檎、(桃)、(葡萄)	小麦、玉蜀黍、高粱、大蒜、人参、(胡瓜)、林檎、(梨)、桃、葡萄	(苜)、唐辛子、栗、梨、桃、(葡萄)
輸出競合関係	なし	(苜)、栗	林檎、(桃)
輸入競合関係	(梨)、桃、(葡萄)	なし	(玉蜀黍)、高粱、大蒜、人参、(胡瓜)

資料) 文献 [6]

ここで、地域 r における a 国の i 財に関する顕示比較優位指数 $RRCA_{ar}^i$ は次式で表される。

$$RRCA_{ar}^i = (X_a^i / X_a) / (X_r^i / X_r)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} X_a^i : a \text{ 国の } i \text{ 財輸出額} \\ X_a : a \text{ 国の輸出額} \\ X_r^i : \text{地域 } r \text{ の } i \text{ 財輸出額} \\ X_r : \text{地域 } r \text{ の輸出額} \end{array} \right.$$

さらに、産業内貿易指数の検討から、韓国は、中国や日本との産業内貿易が比較的高く、特に韓国・日本間の産業内貿易指数はやや顕著である。中国・日本間のそれは最も低い水準であり、魚介類と動植物性油脂原料等以外では殆どの品目で小さな値となっている。中国・韓国間ではその他の動植物性原料、動植物性油脂原料、加工食品類等の品目で一定の水準を示しているが、韓国・日本間の水準を下回っている（表8）。

これらの産業内貿易指数から推測すると、地域貿易協定の推進に関して、日本・韓国間ではやや順調であり、次に中国・韓国間が容易で、中国・日本間が最も難しいと判断される。また、中国と日韓両国との間で産業内貿易が活性化しなければ、地域統合化の動きは加速し

表8 中国・日本・韓国の主要農産物の産業内貿易指数（2004）

分類	中国・日本	中国・韓国	日本・韓国
肉類	0.01	0.00	0.05
魚介類	0.21	0.25	0.45
その他の動植物生産品	0.02	0.08	0.62
その他の動物性原料	0.01	0.47	0.47
野菜、果実	0.00	0.18	0.01
コーヒー、茶、香辛料	0.02	0.05	0.35
穀物、加工穀物	0.04	0.01	0.76
その他の植物性原料	0.08	0.24	0.27
動植物性油脂原料	0.89	0.51	0.37
加工食品類	0.06	0.50	0.34
平均	0.13	0.23	0.37

資料) 文献 [6]

ないことを示唆している。ここでも、中国をハブとする地域貿易統合が不可欠であることが指摘される。

以上のことから、域内の地域統合化の促進策として、一つは技術面での差に基づく「垂直的産業内貿易」の促進策をあげている。具体的には、日韓両国が高度な技術力を有している種子の開発、栽培・加工などの面で、中国農業に海外直接投資を増強し、その生産物を日韓両国に輸入するという協力・連携を提言している。今ひとつは、日本の果実など、価格は高いが高品質・安全性の面で差別化した高級農産物を今後所得の上昇が見込まれる中国・韓国の消費者向けに輸出するという品質面での差別化に基づく「水平的産業内貿易」を推進することが地域統合化への対策として指摘される。ここで、産業内貿易（水平分業）指数は以下の式で示される。

$$IIT = \left\{ \frac{\sum_{i=1}^n ((X_i + M_i) - |X_i - M_i|)}{\sum_{i=1}^n (X_i + M_i)} \right\} \times 100$$

$\left\{ \begin{array}{l} X_i : i \text{ 国の輸出額} \\ M_i : i \text{ 国の輸入額} \end{array} \right.$

3) フラグメンテーション（工程間分業）

近年の貿易額は、関税率の低下などの自由化により説明される以上の率で急速に拡大している。この自由化の効果を上回る貿易拡大効果の部分の説明するのが、産業内貿易の充実過程である。

こうした産業内貿易には、同一産業部門内での製品（完成品）のブランドや品質の差別化に伴う水平的産業内貿易と、部品や中間財など異なる生産工程間での分業に伴う垂直的産業

内貿易とに区別される。その際、分断された生産工程間の分業が多国籍企業のような同一企業内で生じる企業内貿易に留まらず異なる企業間でも国際取引される状況に至っている。東アジア地域での貿易拡大にとっては、特に後者を追求する工程間分業、つまりフラグメンテーションが重要である。このフラグメンテーションは、生産工程を幾つかに分断して国際的に分業することによる費用の低下が、分断された工程を国際的に接続する際の費用（サービス・リンク・コスト）を上回る場合に大きく進展する。

そのため、貿易を拡大させるためには、国際間に分散する生産工程を接続するためのサービス・リンク・コスト、つまり部品や中間財を生産した国とそれを投入財として輸入し加工を加える国との間での情報通信や規格の統一化、不均一な取引制度の調整などの費用を低減させることが重要となる。これまで検討してきた地域貿易協定による自由化の促進は、現実の貿易拡大のうち、このサービス・リンク・コストの低減の部分に貢献することになる。それによって容易になったフラグメンテーションが、種々のタイプの工程間貿易を誘発させ、産業内貿易を助長することを通じて、貿易を拡大させることになる。

若杉 [7] によれば、生産工程のフラグメンテーションは、未加工の原材料・部品や中間財から最終財までの生産工程が要素集約度の異なる複数の生産工程に分業され、各々の分断された生産工程を担当するのに最も適した国の間で、国際的に分割立地される過程である。これは、異なる産業間の最終財を取引する産業間貿易と、同一産業内の差別化された最終財を相互に取引し合う水平的産業内貿易との中間的な概念であり、最近では、その増加が工程間分業に伴う財貿易を急速に拡大させる主要な要因となっている。

このフラグメンテーションの展開に伴い各企業において部品・原材料の海外調達など、いわゆるアウトソーシングの頻度が相乗的に拡大することになるが、その海外取引の各々が貿易の拡大に繋がるのである。

昨今では、生産工程間分業、いわゆるフラグメンテーションは多国籍企業の直接投資や技術移転取引により推進される傾向にある。生産工程間分業に伴う垂直的産業内貿易の水準が貿易量を拡大させる効果は地域により異なるが、アジア太平洋地域の中でも日本と東アジア諸国の間において特に大きく、そこでの影響はEU諸国間のような既に地域経済統合を形成している諸国におけるフラグメンテーションからの貿易拡大効果の程度を上回っていることが指摘されている。

伝統的な貿易利益に加えて、フラグメンテーションに伴う工程間貿易から生じる更なる利益は、分断された生産工程毎の異なる要素集約度に対して、最適な要素価格と要素賦存量の組合せを有する国がその生産工程を担当することにより生産費用が低下し、各々の国の経済厚生が高まることから生じる。したがって、この効果は、同一産業内の完成品に対して、この工程間分業が異なる企業間での取引も含めて国際的に多様な地域で展開すればするほど大きくなる。こうした意味において、現在進行しつつある個別のFTAの重層的展開に比べて、異質なメンバーを包含する東アジア共同体構想を推進することは、広範な地域においてより

進化した潜在的貿易利益を効率的に発揮させることが期待できる。

5. むすび

既に述べたように、アジア太平洋地域の諸国間では、EU や NAFTA 地域の諸国と比較して、資源賦存状況、所得水準および市場制度に大きな格差があり極めて不均一である。一方では、このことが地域貿易協定の推進を難しくしていることは言うまでもない。しかし、このことは逆に、フラグメンテーションによる工程間分業を通じる貿易とそれに伴う垂直的産業内貿易を促進する余地が大きいことをも意味している。というのは、要素集約度の違いにより分断された同一産業内の各々の生産工程に対して、アジア太平洋地域内の諸国が各々の異なる資源賦存状況に応じて工程間で国際的に特化し分業することにより全体としての生産コストを低減させる余地が大きいからである。既述したように、完成品への加工を最終的に完成させるためには、この分断された生産工程を国際的に接続する過程を経なければならない。確かに、その際のサービス・リンク・コストに関しては、類似した資源賦存状況、所得水準と調和した市場制度を有する EU や NAFTA 地域に比べて割高となる傾向にある。それ故、この地域で産業内貿易という形で貿易を拡大させるためには、このサービス・リンク・コストを低減させるために、関税削減や市場制度の調和を進める地域貿易協定、ひいては東アジア共同体構想を推進することが重要となるのである。このことは、以上の産業内貿易による貿易拡大に加えて、伝統的な産業間貿易の拡大を容易にする方策でもある。こうした方策は、直接投資の規制緩和や知的所有権の保護をも含めて、地域貿易協定に伴う2つの相反する潜在的効果のうち、貿易創出効果というプラスの影響が貿易転換効果というマイナスの影響を相殺し、地域全体としての貿易利益を実現する確率を高めることになるのである。

注：

- 1) 現在では PECC の加盟国・地域は23カ国（豪州・ブルネイ・カナダ・チリ・中国・香港・インドネシア・日本・韓国・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・太平洋島嶼諸国・ペルー・フィリピン・ロシア・シンガポール・台北・タイ・米国・コロンビア・エクアドル・ヴェトナム）である。
- 2) APEC の加盟国は、現在21カ国（豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、アメリカ、ベトナム）である。
- 3) ASEAN 内部の関税も同時に廃止される。

参考文献

- [1] Anna Strutt, "Preferential Trade Agreements in the Asia-Pacific Region: Including Impacts on Australia

- and NZ”, paper at the AJF funded open seminar edited by M., KAGATSUME, Nov 2008
- [2] Kagatsume, Masaru, Ching-Cheng Chang and Chia-Hsuan Wu, “A General Equilibrium Analysis of Japan's Rice Tariffication”, Presented at the 5th Annual Conference on Global Economic Analysis, Taipei, Taiwan, 2002
 - [3] 加賀爪優「穀物由来のバイオ燃料生産への動きと地域農業への意義」『地域農業と農協』, 第37巻、第1号、2～3頁、2007年6月
 - [4] 加賀爪優『食料問題とバイオ燃料』京都新聞「私論・公論」2008年9月26日
 - [5] Lilibeth A. Acosta and Masaru KAGATSUME, “ASEAN Rice Sector in the WTO — Analysis of Demand and Supply in a Liberalized Trade Environment”, ASEAN Economic Bulletin Vol.20, No.3 (2003), pp233-43
 - [6] 李明権・韓春花「中日韓 FTA と農業問題—3国間農産物貿易構造の定量分析からの接近—」(未定稿)、2008
 - [7] 若杉隆平「現代の国際貿易—マイクロデータ分析—」、岩波書店、2007年
 - [8] Rae, Allan. N., and Anna Strutt, “The WTO, Agricultural Trade Reform and the Environment: Nitrogen and Agro-chemical indicators for the OECD”, The Estey Journal of International Law and Trade Policy, Vol.8, No.1, 2007
 - [9] Gilbert, J., R. Scollay and B. Bora, “Assessing Regional Trading Arrangements in the Asia-Pacific”. Policy Issues in International Trade and Commodities Study Series No.15, UNCTAD/ITCD/TAB/16, United Nations Conference on Trade and Development, New York and Geneva, 2001
 - [10] Lloyd, P., “New Regionalism and New Bilateralism in the Asia Pacific”, PECC Trade Forum, Peru, Pacific Economic Corporation Council. 2002
 - [11] Menon, J., Bilateral Trade Agreement and the World Trade System. ADBI Discussion Paper No.57, Nov, Asian Development Bank Institute, 2006
 - [12] Zhai, F., “Preferential Trade Agreements in Asia : Alternative Scenarios of “Hub and Spoke”, ERD Working paper Series No.83, Asian Development Bank, 2006

(受理日 2009年1月13日)

